

○ひたちなか市指定居宅介護支援等の事業に関する条例

平成30年3月27日

条例第12号

改正 令和3年3月26日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。
- (2) 指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- (3) 基準該当居宅介護支援 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。
- (4) 指定居宅介護支援等 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の

意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう，公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては，市町村（特別区を含む。），法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター，法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者，他の指定居宅介護支援事業者，介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。），障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援を提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 前各項の規定は，基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか，指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は，規則で定める。

付 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のひたちなか市指定居宅介護支援等の事業に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第5項（新条例第4条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同条第5項中「講じなければ」とあるのは，「講じるように努めなければ」とする。

